

# 自転車の交通違反に青切符導入

令和8年  
4月1日  
から

自転車で乗る時は  
気をつけよう!



交通安全きらめき大使  
仲俣由菜さん

自転車等に対する交通反則通告制度が適用され、反則金が科されます。  
取締りの対象年齢は**16歳以上!**

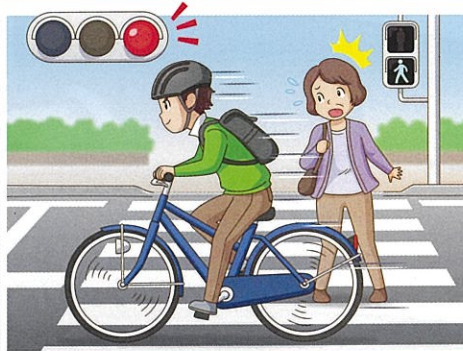
※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に青切符(交通反則切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。

## こんな違反は反則金の対象です! (違反の一例です)



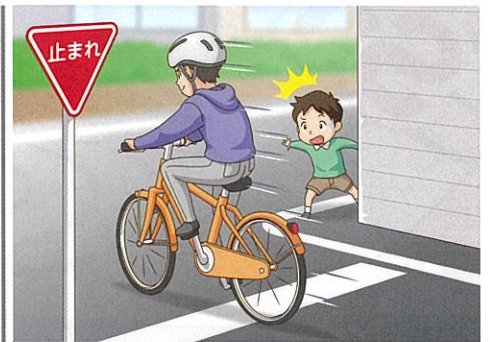
携帯電話使用等(保持)

反則金 12,000円



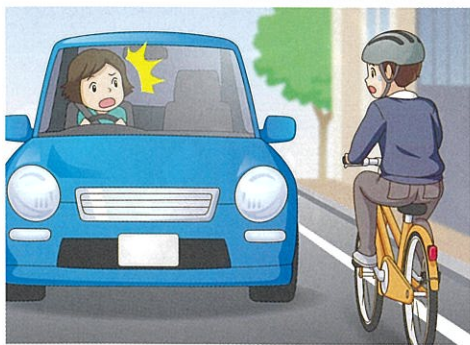
信号無視

反則金 6,000円



一時不停止

反則金 5,000円



右側通行等

反則金 6,000円



傘さし

反則金 5,000円



※安全な運転に必要な周囲の音が聞こえない状態で運転した場合

イヤホン等の使用(公安委員会遵守事項違反)

反則金 5,000円

ルールを守ろう!

## 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



パッコロジ  
富山県バイコロジ推進協議会